

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底（国民の意識啓発）

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、講演会やシンポジウムを行ったり、ポスター・パンフレットを配布する等して、女性に対するあらゆる暴力の根絶を含めた女性の人権課題について啓発活動を行っている。

「男女共同参画週間」、「人権週間」に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性に対する暴力への社会的認識を徹底するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。

## イ 体制整備

- コールセンターにおける犯罪被害者支援ダイヤルでは、女性の被害者が、同性の対応者を希望する場合に備え、常時女性オペレーターを配置している。
- 地方事務所においては、各地の弁護士会との連携をもとに「犯罪被害者支援の経験や理解のある」精通弁護士の名簿を作成し、DV 被害、性被害、ストーカー被害など、弁護士の対応可能な被害種別を把握することで、被害状況に応じ、適切な弁護士を紹介できる体制整備を図っている。
- 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度等を適切に利用できるよう制度の説明を行い、犯罪被害者が経済的支援を必要とする場合には、精通弁護士等に取り次ぐなどきめ細かな対応を行っている。
- 地方事務所では、関係機関との連携・協力を努めており、DV 被害等の特に切迫した事案に対しても速やかに対応できるよう、警察や地域の女性センター等との連携強化を図っている。また、DV の被害者支援を行う関係機関から講師を招き、相談技術の向上を図っている。
- 入国管理局においては、関係府省庁、IOM及びNGO等から講師を招き、配偶者からの暴力及び人身取引等の被害者の保護に万全を期し、適切に対応するための専門的な研修等を実施。

なお、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対し、WHO作成に係る事情聴取のガイドライン（「トラフィッキング（人身売買）された女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言」）等を活用している。

## 様式 2

### 2 今後の方向性、検討課題等

#### ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底（国民の意識啓発）

今後は、上記週間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じた広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

#### イ 体制整備

- コールセンター等における犯罪被害者に対する情報提供については、利用者により適切な法制度、窓口・機関の情報提供を推し進める必要があり、引き続き情報の集約整理等を行う。
- 犯罪被害者に直接対応する職員に対して、引き続き対応技術を高める研修を実施し、業務の質のさらなる向上を図る。
- 犯罪被害者の利便性をさらに高めるために、「犯罪被害者支援の経験や理解のある」精通弁護士の確保及び犯罪被害者への紹介業務の充実に努める。
- 引き続き、同様の施策を実施する。（入国管理局）

### 3 参考データ、関連政策評価等